

令和6年12月6日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社サンキ

期間:令和6年12月6日から令和6年12月19日まで(2週間)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

(株)サンキの社長(当時)が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり大桐 あつひこ敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ早川 たかし健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう加藤 ひであき英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ武田 ともみ知美 (内線 6313)

令和6年12月6日

近畿地方整備局

株式会社サンキに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社サンキは、令和5年11月22日に亀岡市発注の工事において、資格のない者が移動式クレーンを運転し、作業員1名が死亡する事故を発生させた。

これにより、同社社長(当時)は、令和6年9月11日に亀岡区検察庁から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴され、同年9月26日に亀岡簡易裁判所から罰金70万円の略式命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社サンキの社長(当時)が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社サンキ

京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑25-4

代表取締役 坂本 淳子

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年12月6日から令和6年12月19日まで(2週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。